



# 鳥取県公報

平成13年 9月28日(金)  
第 7 3 2 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	土地改良事業の認可 (554) (耕地課) .....	1
	保安林の指定 (555) (森林保全課) .....	1
	保安林の指定予定 (556) ( " ) .....	2
	開発行為に関する工事の完了 (557) (都市計画課) .....	3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (558) (河川砂防課) .....	4
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (559) (会計課) .....	7
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) .....	8

## 告 示

### 鳥取県告示第554号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、東伯郡東伯町大字倉坂559 - 3山根常義ほか69人の者が共同して行う土地改良事業 (非補助土地改良事業小田股地区区画整理及び農用地造成) を平成13年9月20日認可したので、同法第95条第4項の規定により告示する。

平成13年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第555号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成13年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 ( 1 ) 保安林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字西堂ノ上330の2、332の2、字東屋敷1045

#### ( 2 ) 指定の目的

風害の防備

#### ( 3 ) 指定施業要件

##### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所

西伯郡中山町御崎字下モ山600の1、600の2、602の1、602の2、603、604、606、607、608の1、608の2

(2) 指定の目的

風害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、中山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所

米子市岡成字岡成原580の3、580の5、580の375、581の2、583の3、583の4、583の8、日野郡日南町湯河字出立1019の1、1024から1028まで、1031の1、1032から1034まで、1035の1、1035の16、1035の53

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林の所在場所

米子市観音寺字岩崎ノ一684、686の1、686の3、690の1、字岩崎ノ二691の1

(2) 指定の目的

公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(4) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに米子市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町湯河字出立1019の1、1024から1028まで、1031の1、1032から1034まで、1035の1、1035の16、1035の53

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字赤松字西嶋ヶ谷491の1、494の1、赤碕町大字尾張字一ノ谷東平337の1、337の3から337の5まで、337の7、字一ノ谷西平360、361、361の1、日野郡溝口町谷川字矢倉ヶ市955、956

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西嶋ヶ谷491の1、494の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字一ノ谷東平337の1、337の3から337の5まで、337の7、字一ノ谷西平360、361、361の1、字矢倉ヶ市955、956

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第557号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成13年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成13年4月6日 鳥取県指令郡土維8第1号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
八頭郡河原町大字布袋字堂光寺
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
八頭郡河原町大字渡一木277  
河原町土地開発公社  
理事長 右近利夫

#### 鳥取県告示第558号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川砂防課及び各土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成13年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1(1) 名称

伏野第二地区急傾斜地崩壊危険区域

#### (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱5号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱5号を平成9年鳥取県告示第542号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した急傾斜地崩壊危険区域の西側の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市伏野字屋敷ノ二1190 - 1	1号
鳥取市伏野字西川1432	2号
鳥取市伏野字西川1436 - 1	3号
鳥取市伏野字宮ノ腰1487	4号
鳥取市伏野字屋敷ノ二1188 - 1	5号

#### 2(1) 名称

下砂見第二地区急傾斜地崩壊危険区域

#### (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市下砂見字隈ノ内1781	1号
鳥取市下砂見字隈ノ内1784	2号
鳥取市下砂見字隈ノ内1785	3号
鳥取市下砂見字隈平ラ933	4号
鳥取市下砂見字隈平ラ929	5号及び6号

#### 3(1) 名称

麻生第三地区急傾斜地崩壊危険区域

#### (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡郡家町大字麻生字澤396地先河川敷	1号
八頭郡郡家町大字麻生字澤380 - 1	2号
八頭郡郡家町大字麻生字澤606	3号
八頭郡郡家町大字麻生字澤600 - 4地先道路敷	4号
八頭郡郡家町大字麻生字澤600 - 1地先道路敷	5号
八頭郡郡家町大字麻生字下モ田281 - 5	6号
八頭郡郡家町大字麻生字下モ田815	7号
八頭郡郡家町大字麻生字澤365地先道路敷	8号

## 4(1) 名称

上市場地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱11号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下夕856 - 1	1号
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺892 - 1	2号及び3号
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下夕875 - 2	4号
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺949	5号
八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前991	6号
八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前1000 - 1	7号
八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前998	8号
八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前994 - 3	9号
八頭郡智頭町大字智頭字上市宮ノ前967 - 1	10号
八頭郡智頭町大字智頭字妙法寺下夕858	11号

## 5(1) 名称

小田地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱25号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱25号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
倉吉市小田字宮ノ峰460 - 2	1号、2号、4号及び5号
倉吉市小田字宮ノ峰460 - 1	3号
倉吉市小田字宮ノ峰459 - 2	6号
倉吉市小田字堤谷500 - 3	7号
倉吉市小田字堤田117 - 1	8号
倉吉市小田字堤谷西平573 - 1	9号
倉吉市小田字大坂西平574 - 3	10号
倉吉市小田字大坂西平574 - 1	11号
倉吉市小田字堤田129	12号
倉吉市小田字堤田128 - 2	13号
倉吉市小田字堤田118	14号

倉吉市小田字堤田119 - 1	15号
倉吉市小田字堤田128 - 1	16号
倉吉市小田字堤田123	17号
倉吉市小田字堤田124 - 1	18号
倉吉市小田字堤田125	19号
倉吉市小田字堤田126 - 1	20号
倉吉市小田字上掘り田90	21号
倉吉市小田字堤田135	22号
倉吉市小田字上掘り田75 - 2	23号
倉吉市小田字宮ノ峰460 - 7	24号
倉吉市小田字宮ノ峰460 - 5	25号

## 6(1) 名称

島第二地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡北条町島字屋敷794地先道路敷	1号
東伯郡北条町島字岡730	2号
東伯郡北条町島字岡727	3号
東伯郡北条町島字岡726地先道路敷	4号
東伯郡北条町島字岡723 - 2地先道路敷	5号
東伯郡北条町島字苅山677	6号
東伯郡北条町島字屋敷685	7号
東伯郡北条町島字屋敷686	8号
東伯郡北条町島字屋敷720地先道路敷	9号
東伯郡北条町島字屋敷796地先道路敷	10号

## 7(1) 名称

西高尾地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号と2号を結んだ線、標柱2号と3号を一般県道法万大栄線南側境界線に沿って結んだ線、標柱3号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
東伯郡大栄町大字西高尾字柏谷556 - 1地先道路敷	1号
東伯郡大栄町大字西高尾字家ノ後口559 - 3	2号
東伯郡大栄町大字西高尾字家ノ後口574 - 1	3号
東伯郡大栄町大字西高尾字下垣屋敷443 - 1地先道路敷	4号
東伯郡大栄町大字西高尾字屋敷452 - 1	5号
東伯郡大栄町大字西高尾字屋敷470	6号
東伯郡大栄町大字西高尾字屋敷473 - 1	7号
東伯郡大栄町大字西高尾字屋敷483 - 2地先道路敷	8号

## 8(1) 名称

目久美地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市目久美町339 - 3	1号
米子市目久美町343 - 3	2号
米子市目久美町328 - 1	3号
米子市目久美町355 - 5	4号
米子市目久美町353 - 11	5号
米子市目久美町258 - 3	6号
米子市目久美町353 - 3地先道路敷	7号

## 9(1) 名称

尚徳地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱6号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
米子市青木字宮塔928 - 2	1号
米子市青木字宮塔925 - 4	2号
米子市青木字宮塔927	3号及び4号
米子市青木字宮ノ前上1159 - 5	5号
米子市青木字宮塔928 - 9	6号

## 10(1) 名称

上細見地区急傾斜地崩壊危険区域

## (2) 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地	標 柱
西伯郡岸本町上細見字屋敷357	1号
西伯郡岸本町上細見字屋敷356	2号
西伯郡岸本町上細見字屋敷398	3号
西伯郡岸本町上細見字屋敷399	4号
西伯郡岸本町上細見字屋敷409	5号
西伯郡岸本町上細見字屋敷347	6号
西伯郡岸本町上細見字屋敷352	7号

**鳥取県告示第559号**

鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売さばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成13年 9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成13年10月1日	629	鳥取市晩稲100 - 1	株式会社鳥取銀行ジャスコ鳥取北出張所	鳥取市晩稲100 - 1

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年9月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道米子大山線防雪工事 (地域戦略プラン)

(2) 工事場所 西伯郡大山町大山

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により、主要地方道米子大山線における防雪に関する工事を実施するものである。

(4) 工事の詳細

防雪工事

施 工 延 長 330.0m

ボーリング削孔工 64本

坑熱交換機設置工 64箇所

(5) 工 期 平成13年10月から平成14年3月25日まで

(6) 予定価格 184,703,400円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

### 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体は、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ さく井工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成12年鳥取県告示第330号 (建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、さく井工事に係るものを有すること。

エ 平成13年9月28日 (金) から同年10月9日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等



入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

オ 平成13年4月1日(日)からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果におけるさく井工事の総合評点が600点以上であること。

イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している地中熱源利用融雪装置設置工に係る工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成4年度以降に、同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

(イ) 主任技術者にあつては、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される水道部門に係る第二次試験において選択科目として上水道及び工業用水道を選択して合格した者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第62条第1項の規定により実施される1級のさく井に係る技能検定に合格した者若しくは同項の規定により実施される2級のさく井に係る技能検定に合格した後にさく井に係る工事に1年以上携わった経験を有する者(以下「第二次試験合格者等」という。)であること。

(ウ) 監理技術者にあつては、さく井工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 平成4年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているさく井工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が30パーセント以上のものに限る。

ウ さく井工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者又は第二次試験合格者等を主任技術者として本件工事に専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年9月28日(金)から同年10月9日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課(中部総合事務所内)

米子市糺町一丁目160 鳥取県米子土木事務所総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）である。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。  
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。